

# 2026 年度 標準推進委員会 活動方針

## 1 2026 年度の活動方針

2025 年 6 月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、制度・業務・システムを一体で改革して国家のデジタルを推進することが記された。同計画では以下の 5 本柱を重点政策としている。

1. AI・デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用による社会全体のデジタル化の推進
2. AI-フレンドリーな環境の整備(制度、データ、インフラ)
3. 競争・成長のための協調
4. 安全・安心なデジタル社会の形成に向けた取組
5. 我が国の DX 推進力の強化(デジタル人材の確保・育成と体制整備)

また、総務省が 2025 年 8 月に公表した重点施策 2026 では「デジタル変革を通じた持続可能な地域社会と強い経済基盤の実現」のため、AI 社会を支えるデジタルインフラ整備や国際競争力・経済安全保障の観点での先端インフラ・技術の強化などとともに、地域 DX の推進や信頼できる情報通信環境の整備を積極的に取り組むべき施策として示している。

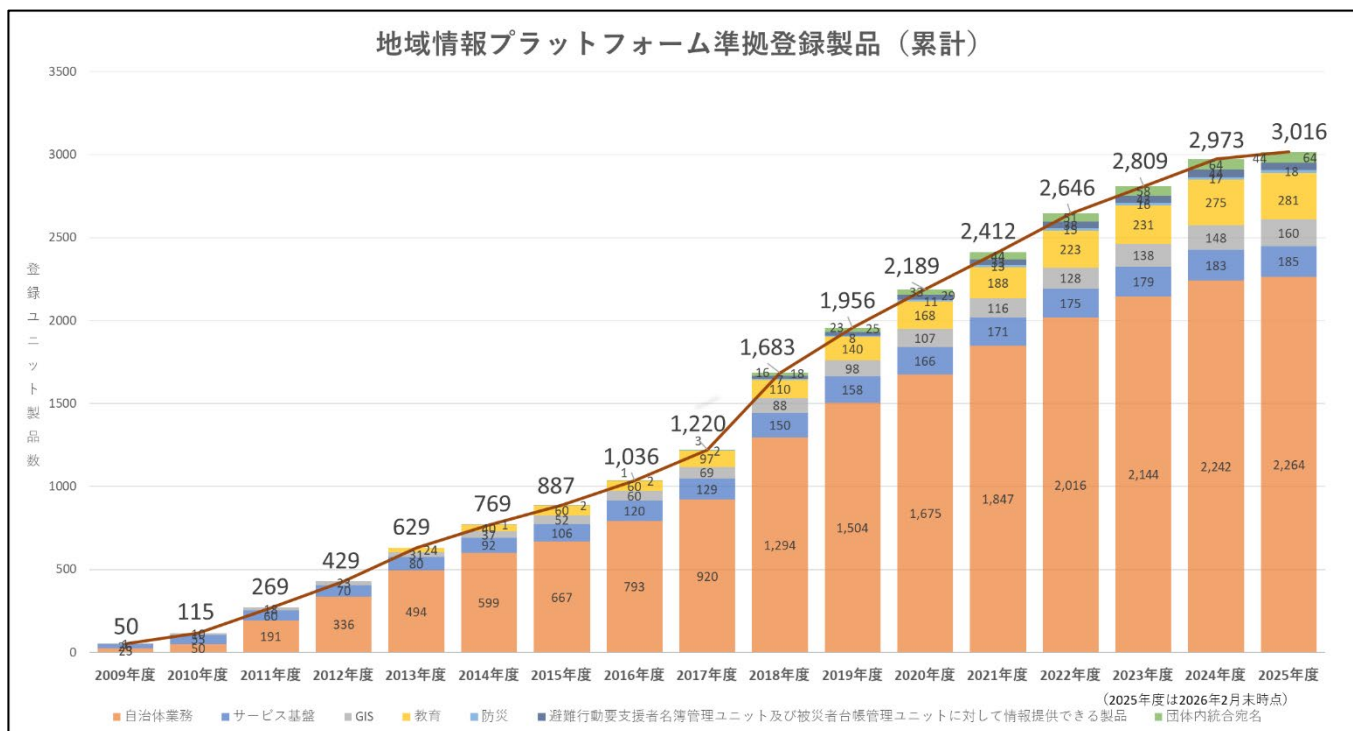
さらに、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に沿って進められてきた地方公共団体の情報システム標準化・共通化は、2025 年度末の標準準拠システムへの移行完了と、それを通じた行政サービスの高度化・広域連携が本格化する重要な局面を迎えている。総務省が推進する「地域社会 DX」においても、AI や自動運転、5G/6G 等の先端技術の活用はもとより、それらを支えるデジタル人材の質的・量的確保と、地域間格差のない通信インフラの強靱化が引き続き最優先課題となっている。

こうした動向を踏まえ、当協会の「標準推進委員会」においては、地域情報化を支える地域情報プラットフォームを中心とした標準化活動(技術標準、自治体業務、GIS、防災、教育)を継続し、国の標準準拠システムとの連携や、公共・準公共分野における新たな連携等の標準化・拡充を引き続き検討する。

こうした活動を通じて、誰もがデジタルの恩恵を享受できる社会の実現に寄与していく。

## 2 地域情報プラットフォーム標準仕様の現状

当協会では2006年度から、積極的に地域情報プラットフォーム標準仕様の普及促進活動を進めてきており、2026年2月末時点で3,016ユニットの製品が同標準仕様に準拠する製品として登録されるまでに普及してきている。



一方、国においては「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等により、地域情報プラットフォームが策定する自治体26業務のうち20の基幹業務について、システムの統一・標準化が進められた。

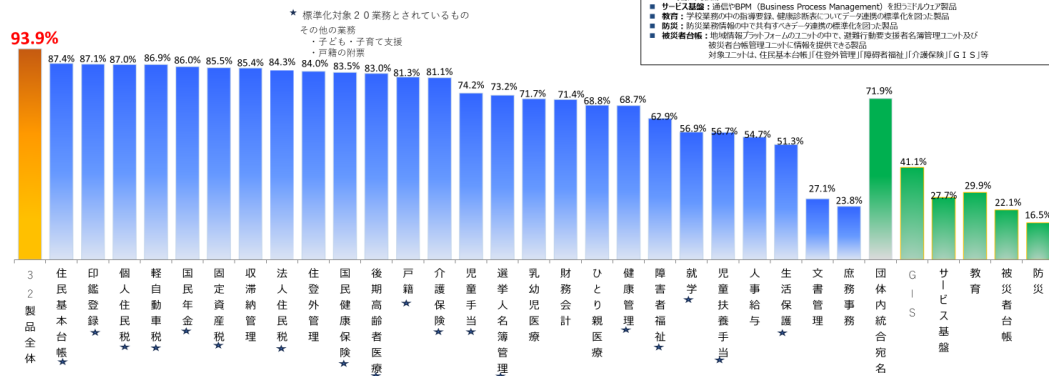
地域情報プラットフォームにおいては、ダブルスタンダードを避ける観点から国の標準化対象20業務を定義から削除し、自治体業務は6業務となった。そのため、上のグラフで示されるとおり自治体業務の準拠登録件数の伸びは鈍化している。

また、自治体及びベンダは、国の標準化対象20業務について、2022年8月以降に公表されている「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」や「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に基づき、標準準拠システムの開発・移行を進めており、一部の特定移行支援システム等を除き2025年度末までに移行を完了させる目標となっていたが、経過措置により移行期限が5年間延伸された過渡期の状況にある。

## 地域情報プラットフォームと政府が進める自治体基幹業務システムの標準化

- 基幹20業務については、政府が法定の標準化を進めているところであり、地プラの大半が該当する。
- これら20業務については、ガバメントクラウドを活用することが推奨されているところ。

- **自治体的統合符号**：「住民基本台帳」及び「住居外注、中間サービス」間の情報連携や、他の業務システムとの情報連携を行うための商品
- **GIS\***：自治体業務において、地理情報を利用/設定している商品  
※Geographic Information System（地理情報システム）は、地理的位置を基に、位置に関する情報を電子データ（空間データ）を統合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や高度な判断を可能にする技術
- **サービス基盤**：業務プロセス（Business Process Management）を担うクラウド商品
- **教育**：学校教育のIT化推進、教育現場等にIT/デジタル技術の普及を促す商品
- **防災**：防災業務領域の中で具有するデータ連携の標準化を促す商品
- **被災者台帳**：地域情報プラットフォームのECGの中で、業務行動支援者名簿管理ユニット及び被災者台帳管理ユニットに情報を提供できる商品  
対象ユニットは、住民基本台帳「住居外管理」/「障害者福祉」/「介護保険」/「GIS」



一般財団法人 全国地域情報化推進協会  
The Association for Promotion of Public Social Information and Communication

※ 地方自治情報管理概要 [ R3.6公表(R2.41現在) ] に基づいて作成

### 3 2026年度の取組み方針

上記の背景を踏まえつつ、地域情報化を支える地域情報プラットフォームを中心とした標準化活動（技術標準、自治体業務、GIS、防災、教育）を継続する。

また、国が推進している地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取組みへの協力については、2025年度より標準推進委員会の委員長直轄組織として再編した「自治体システム標準化支援プロジェクトチーム」により、引き続き機動的に実施していく。

地域情報プラットフォームについては、ダブルスタンダードを避ける観点から自治体業務が6業務へ縮小されたが、標準化後の姿を見据えて、公共・準公共分野における地域情報プラットフォーム拡充の検討を進める。

具体的な取組は以下のとおり。

#### (1) 地域情報プラットフォーム標準仕様の改定

2025年度は、地域情報プラットフォーム標準仕様に残る業務と、国の標準準拠システムとの連携を検討し、防災業務アプリケーションユニットについては改定したが、教育情報アプリケーションユニットについては、2026年度に継続検討する。

#### ①アーキテクチャ標準仕様及びプラットフォーム通信標準仕様

国による住民記録システムをはじめとする業務システムの標準仕様や自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画等の動きを踏まえ、標準化が必要と思われる技術要素について検討を進める。具体的には、デジタル庁が推進する「データ要件・連携要件」及び「共通機能」の標準仕様書をもとに各業務アプリケーションユニットで採用

されるデータ交換方式やデータ形式の標準化への見直しを継続する。また、地域情報プラットフォームにおける新規ユニットの拡張検討に合わせて、必要とされる新たな技術要件を確認し、技術仕様書へ反映を行う。

## ②自治体業務アプリケーションユニット標準仕様

デジタル庁推進の自治体システム等標準化対象業務と重複しない6業務(※)の各種法制度改正について影響を調査し、WG協議のうえ必要に応じて強化見直しを行う。

(※)乳幼児医療・ひとり親医療・財務会計・庶務事務・人事給与・文書管理

## ③地域情報プラットフォーム準拠確認及び相互接続確認仕様

各仕様の改定をふまえた準拠確認仕様および相互接続確認仕様の見直し、および相互接続確認イベント(地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠した複数事業者製品間の相互接続性を確認)を継続して実施する。

## ④GIS共通サービス標準仕様

地方公共団体、企業等からの要望や、地理空間のオープンデータや地理空間データ連携基盤及びアドレス・ベースレジストリの整備状況などの動向を踏まえて、必要に応じて強化するとともに、関係WG等と協調・連携し、GIS共通サービスの利用促進や普及促進についての検討を行う。

また、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化対応について、技術仕様(アーキテクチャ標準仕様及びプラットフォーム通信標準仕様)の見直し並びに標準準拠システム対応にともなうGISユニットへの影響を調査しGIS共通サービス標準仕様の強化・改版について継続検討する。

## ⑤防災業務アプリケーションユニット標準仕様

内閣府は新総合防災情報システム(SOBO-WEB)の活用促進に向け、他システムとのデータ連携における規定や平時の訓練等を検討しており、デジタル庁は非パーソナルデータ等の防災分野のデータ連携を検討している。また、内閣府は災害対応基本共有情報(EEI)のデータ仕様も検討しており、引き続き内閣府やデジタル庁の動向等を調査し、標準仕様の強化・改訂や利用促進、普及促進について継続検討する。

## ⑥教育情報アプリケーションユニット標準仕様

GIGAスクール構想の進展を背景に、教育現場におけるICT環境は一定の整備段階に到達し、近年はその活用を前提とした校務のDX化が本格的な検討・実装フェーズに移行している。校務DXは、教員の働き方改革や学校運営の高度化に資する取組として、教育分野にとどまらず、準公共分野全体のデジタル化の文脈の中でも重要なテーマとして引き続き、国全体でのデジタル・ガバメントの考え方に沿って、会員自らのビジネスに貢献できる協調領域を設定し、継続的に検討する。

## (2) 相互接続確認

地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠した複数事業者製品間の相互接続性を確認する相互接続確認イベントを継続して実施する。また、国の標準準拠システムと地域情報プラットフォーム標準仕様の準拠製品間の相互接続性を確認するテストや準拠制度について、APPLIC事務局および他WG/TFと連携し引き続き検討する。

なお、2026年度における相互接続確認イベント実施回数・時期については、従前の通り会員企業向けの事前アンケートを行い、その結果を踏まえて決定する。

## (3) 各種ドキュメント

各ドキュメントについて以下の通りとするとともに、誤り等が発見された場合には早急に対応し、適宜リリースを行う

### ①基本説明書の見直し

調達者・開発者・インテグレータ向けに、地域情報プラットフォームの概念・目的・効果等の基本的事項を記載した基本説明書について、地域情報プラットフォーム標準仕様の改定内容に合わせて、適宜内容の強化・見直し等を行う。

### ②ガイドライン等の改定

標準仕様本体の改定に合わせて、調達者向けに必要な事項等を取りまとめ適宜強化・改定を行う。

## (4) 公共・準公共分野における地域情報プラットフォーム標準仕様の拡充検討

国の標準化・共通化以外の範囲において、デジタル社会実現に貢献するため、標準化後の姿を想定し、公共・準公共分野における新たな連携等の標準化や地域情報プラットフォーム標準仕様の拡充を検討する。

## (5) 国の標準化への協力

「自治体システム標準化支援PT」として委員長直轄組織として独立させたが、総務省や文部科学省、デジタル庁等の各省庁と連携し、標準仕様案のレビューやQ&A対応等の活動を継続して標準化を推進していく。

## 3 成果物

2026年度の最終的な成果物としては、下記のとおりとする。

・「地域情報プラットフォーム標準仕様書(改定版)」

※「地域情報プラットフォーム基本説明書」等、普及促進等を目的とした補足的な資料は必要に応じて策定する。